### つなげよう食の安全・ひろげよう食の安心

# 食品検査による 「食の安全安心の確保」

熊本県では、平成18年度から、生産から流通に至る各段階における食品の残留農薬検査を 一元化し、年間計画に基づいて食品検査を行っています。

#### 生産段階の検査

本県独自に野菜、果物、鶏卵、 魚介類など主な県産農林畜 水産物20種類について、農薬 など(農薬、動物用医薬品、飼 料添加物約400種類)の検査 を、出荷前に実施しています。



製造所などで、食品の取り扱い や施設の衛生管理状況、食品 の表示などについて、監視や 指導を行うとともに、食品添加 物、細菌、アレルゲンなどの検 査を行っています。



#### 流通段階の検査

販売店などで、食品の取り扱い や施設の衛生管理状況、食品 の表示などについて、監視や指 導を行うとともに、輸入食品を含 め、県内に流通する食品につい て、農薬などの検査や添加物、 細菌、アレルゲンなどの検査を 行っています。



で検査します。

①生産農家、製造・加工業者、 販売店等で農産物を収去し、 保健環境科学研究所



③特殊な機械を用い、検査薬を 混ぜて農薬を抽出します。



食品に残留する農薬などの検査の流れ

④高性能な機械で農薬の成分・ 残留濃度を測定します。

②検査する農産物を 細かく切り、さらに、 専用の機械を用い て、液状にします。





●出荷停止

●廃棄・回収

●指導·勧告

毎月の検査の結果は、県ホームページで公表しています。 検査

https://www.pref.kumamoto.jp/site/shoku/231532.html 結果



県民の皆さんに安全安心な食品の提供を進めています。

## 令和6年度の食品検査内容

農薬等(農薬、動物用医薬品、飼料添加物)について117、食品添加物・ 微生物・アレルゲン等について178の食品の検査を実施しました。

#### 1. 農薬等の検査

	検査した食品や農林水産物	検体数	
生産段階	メロン きくらげ だいこん くり 鶏卵 玄米 しょうが にんじん 甘夏 不知火 レタス 養殖 魚介類 生/乾しいたけ (ブリ クルマエビ ウナギ マダイ シマアジ カンパチ トラフグ)	33	
流通段階	すいか メロン 柑橘類 アスハラガス トマト なす 鶏卵 くり はちみつ いちご (なつみかん、みかん、不知火等) アボカド キウイ (輸入品) (輸入品) (輸入品) (輸入品) (輸入品) (輸入品) 豚肉	84	
	計	117	
2. 食品添加物、微生物、アレルゲン等の検査			
	検査した食品や農林水産物	検体数	
		1	

#### 製造 牛乳 魚肉ねり製品※1 岩かき 山羊乳※2 菓子類 生あん 冷凍食品 調味料・ソース 出 141 加荷 工段階 レトルト食品 しょうゆ・みそ アイスクリーム類 液卵 乳製品 清涼飲料水 農産加工品 水産加工品 めん類 漬物類 食肉製品 ミネラルウォーター 惣菜類 豆腐加工品 酒精飲料 流 通 37 段 輸入品 菓子 包装容器 冷凍食品 かき そうざい 野菜果物加工品 ※1 食品衛生法第13条第2項違反(大腸菌群が陽性)(指導・改善済み)

※2 食品衛生法第13条第2項違反(乳脂肪分が基準を満たしていない)(指導・改善済み)

計	178

違反数 2

## 食品検査 Q&A

#### ○ 農薬等には全て残留基準があるのですか?

A 全て残留基準が設定されています。 食品衛生法でポジティブリスト制度が導入されており、全ての農薬等について、 食品への残留基準が設定され、規制の対象となっています。

### ○ 基準値を超えて農薬等の残留が確認された場合は、どうなりますか?

▲ 出荷前の生産段階の検査で基準値を超えて農薬等の残留が確認された場合、熊本県食の安全 安心推進条例により、生産物の出荷や販売はできません。 また、スーパーなど流通段階における検査で基準値を超えて農薬等の残留が確認された場合、 その食品は食品衛生法により店頭から撤去、廃棄され、既に販売されていたものは、回収の 措置がとられます。

#### ○ 食品添加物の安全性について不安があります。教えてください。

A 食品添加物については、食品安全委員会がリスク評価をし、動物実験等のデータをもとに、一日 摂取許容量(ADI:人がその添加物を一生涯毎日摂取しても影響を受けない量)を求めています。 さらに食習慣等を考慮したものを、使用基準として食品衛生法で定められています。その使用基 準を超過した食品の流通は厳しく規制されており、食品添加物の安全性等についても定期的に再 評価を受けるなど、安全性の確保に十分な対策が取られています。

#### 輸入食品の検査は、どのように行われていますか?

A 輸入食品の検査は、まず、輸入時に国の検疫所が検査を行っています。 また、流通段階においても、各都道府県で検査を実施しています。 輸入食品の検査の流れを図にすると、次のようになります。

#### 輸入食品の監視体制等の概要 輸出国における衛生対策(農薬等の使用管理、輸出前検査等) 輸出国 検疫所における届出審査 輸入時の検査体制 輸入時 検査命令(※1) モニタリング検査(※2) その他の検査 検杳不要 輸入実績が あるものなど 回収・廃棄 又は 積み戻し 合格 国内 都道府県等の収去検査

**%**2

消費者

食品衛生法違反の可能性が高い食品等が対象。

食品衛生法違反の可能性が低い食品等が対象。

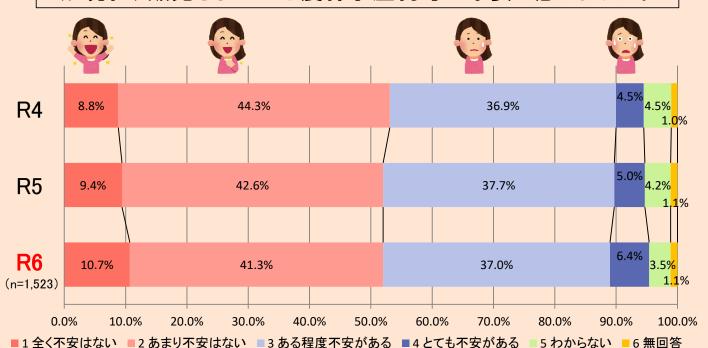
試験結果が判明するまで輸入手続きを進めることができない。

試験結果を待たずに輸入手続きを進めることができる。

### 安全・安心な食品を皆さんにお届けするため

#### 令和6年度(2024年度)県民アンケート結果(食の安全・安心関係)

#### Q. 現在、販売されている農林水産物等に不安を感じますか。





県民の皆様のこれらの不安解消及び食の安全、安心確保のため、 県の関係機関・団体では次のような取り組みを行っています。

農薬

農薬取締法に基づき、使用方法等が農薬ごとに定められています。 県やJAでは県の病害虫防除指針等に基づき農薬の適正使用を推進しており、食品衛生法の残留基準を超過する農作物の流通防止に努めています。



食品添加物

食品の製造工程において、保存、着色等の様々な目的で添加されるものであり、食品衛生法の規格基準にその使用方法(適用食品・使用濃度)が定められています。 県では食品メーカー等の立入検査において、食品添加物の取扱い方法の指導を行い、食品添加物の使用基準を超過する加工食品の流通防止に努めています。



#### 問い合わせはこちらへ

- ◎食品全般について(食品表示):くらしの安全推進課 TEL 096-333-2290
- ○食品衛生について :健 康 危 機 管 理 課 TEL 096-333-2247
- 〇農 産 物 について:農 業 技 術 課 TEL 096-333-2381
- 〇林 産 物 について:林 業 振 興 課 TEL 096-333-2444
- ○畜 産 物 について:畜 産 課 TEL 096-333-2399
- ○水 産 物 について:水 産 振 興 課 TEL 096-333-2455

発 行 者 熊本県 所 属 〈らしの安全推進課 発 行 年 度 令和7年度(2025年度)